

四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第25号

四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

四日市市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年四日市市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(小学校)	
第1条 本市に次の小学校を設置する。	
名称	位置
(略)	
四日市市立四郷小学校	四日市市西日野町3207番地1
<u>四日市市立笹川小学校</u>	<u>四日市市笹川六丁目25番地</u>
四日市市立高花平小学校	四日市市高花平二丁目1番地
(略)	

改正前	
(小学校)	
第1条 本市に次の小学校を設置する。	
名称	位置
(略)	
四日市市立四郷小学校	四日市市西日野町3207番地1
<u>四日市市立笹川東小学校</u>	<u>四日市市笹川六丁目25番地</u>
<u>四日市市立笹川西小学校</u>	<u>四日市市笹川五丁目62番地</u>
四日市市立高花平小学校	四日市市高花平二丁目1番地
(略)	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会教育総務課)